

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和6年11月5日（火）午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

8番 生 方 大 助

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・ 会議の概要

事務局長

1. 開会前

午後1時30分

開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

本日の会議に、8番 生方大助委員から遅刻の届出がございました。

在任委員15名中現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。

はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長

(金井会長)

2. 開会及び会長あいさつ

午後1時31分

3. 議事録署名委員の指名について

午後1時32分

まず、議事録署名人の指名を行います。

沼田市農業委員会会議規則により、議長において6番 阿部純子委員、9番 小林秀一委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

4. 諸般の報告

午後1時33分

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。

事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

(1)農地法第3条の3の規定による届出について

(2)制限除外の農地移動について

(3)農地法関係許可取消願について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後1時36分

議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

議長

1ついいですか。交換とのことですが、面積にだいぶ差があると思うのですが。

事務局員

確認したところ、農地の他に宅地も一緒に譲り受けるとのことで、当事者同士で合意がとれているとのことです。

議長

わかりました。

続きまして3番

議長

3番については、先ほどの説明の中で一部を資材置場として利用しているとのことでしたが、それについては原状復帰を求めるのが農地法の趣旨ではないかと思うのですが。

事務局次長

その点については、許可はするが早急に農地復元するよう求めることも可能かと思います。

議長

他の委員さんはどう思われますか。

9番委員

譲受人はガソリンスタンドを経営しているはずですが、農業もしていましたっけ。

10番委員

現状していなかったと思います。

9番委員	現状では農地取得ができないと思うので、半年以内に農地に復元するなど、条件を付ける必要があるかと思います。
議長	半年というと、今年度中ということですね。
9番委員	資金力もあるので、それができない方ではないかと思います。
10番委員	所有している田んぼについては、耕作する意向があるようです。本人が耕作するかはわかりませんが、入口の整備をしていました。
議長	であれば、来年の3月31日までに現状置いている資材を片付けるよう条件を付けるのはいかがでしょうか。
9番委員	農地のあり方として適切ではないので、早急に農地に戻すべきかと思えますし、4月から耕作を始めるのであれば、3月までとした方がいいのではと思います。
議長	それでは、現状資材が置かれている農地については、来年の3月31日までに農地に復元するよう付帯条件を付けるのでいかがでしょうか。
9番委員	それでいいかと思います。
議長	それでは続きまして4番 5番 6番
議長	これは、先月の総会で保留になった案件ですね。この案件については、先ほど事務局から現地写真が参考資料として示されましたが、これを見ると農地法の規定のとおり耕作されているようなので、特に問題はないかと思えます。
事務局次長	1ついいですか。
議長	どうぞ。

事務局次長

1点補足になりますが、沼田市については、前回許可を受けた農地の全面にヒサカキが定植されている状況ではありません。現地は3段になっていて、定植されているのは1番下の段になります。植えていないところがあるのは、今後太陽光発電設備を設置するため、いったん密集させて植えているとのことです。太陽光発電設備の設置が11月の中旬頃の予定とのことですので完成したところで他の段への移植を予定しているようです。

議長

先ほどの説明について、委員の皆さまからご意見・ご質問等ありますでしょうか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第43号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3 番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 4 4 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 4 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 4 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 4 5 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 4 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第 4 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、2番の案件については、5番 阿部喜一郎委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

5番委員 事務局と現地調査を行いました。周囲の農地に影響もなく、問題ないかと思います。

議長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第46号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了 午後 2 時 1 2 分

6. 協議事項

- (1) 令和 6 年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見（案）について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業まつりについて（報告）
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了 午後 3 時 4 5 分